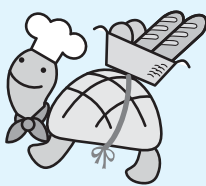


福祉工房 亀のパン



- 職場やご家庭でどうぞ!
朝食には食パンや玄米パン、昼食やおやつには菓子パンや揚げパンなどいかがですか。おいしいパンがたくさんあります。
- 蒸し暑い夏場におすすめ!
パンもおいしいけど、涼味うれしいソフトクリームも最高です。ぜひ一度ご賞味ください。
- 私たちを応援してください!
就労者（知的障害者）・ボランティア従業員一同一丸となつてがんばっています。ぜひお立ち寄りください。
- 営業時間
・「亀のパン」須恵店
月曜日～土曜日 10:00～19:00
日・祝日 10:00～17:00
・「亀のパン」2号店（志免店）
水曜日～月曜日 11:00～17:30
毎週火曜日は定休日です。
- 問合せ先
福祉工房 亀のパン（ボランティアセンター内）
☎932-1155 FAX932-6301

(((((((7月は)))))) 同和問題啓発強調月間 社会を明るくする運動強調月間 です

同和問題啓発強調月間
福岡県では、7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、県下一斉に部落差別をなくし、一人ひとりの人権が大切にされる明るい社会を築くために、県民あげての啓発活動に取り組んでいます。本町においても、町民一人ひとりが同和問題の解決を自らの課題としてとらえて、身の回りの差別を見抜き差別を許さない意識の徹底を図る町民運動月間として取り組んでいます。

●同和問題啓発強調月間講演会
・日時 7月16日（金）13:00開場 14:00開演
・場所 春日市クローバープラザ 大ホール

社会を明るくする運動強調月間
この運動は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力をあわせて、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的に取り組まれる運動です。

区長がゆく 消防団



「チリン、チリン、チリン」こちら消防団です。ただいま防火週間で、火の元にご注意ください。おなじみ、消防団の夜間巡回である。

甲植木 大場正起（前区長会長）

消防団は、常備の消防署と連携をとりながら、地域のより身近な防災の仕事を担当している。昼間は、自分の仕事を持っていて、職業はサラリーマンから自営業、地方公務員など様々である。消防団は、春と秋の火災予防運動を初め、年間かなりの業務を抱えていて、われわれ区長は、このうち正月の出初め式、3月の入退団式、7月のポンプ操法大会などに関わっている。

なかでもポンプ操法大会は、消防分団の対抗競技で、区長も自ずと力が入る。分団の各チームは、酷暑のなか、整列からポンプ車の駆動、発火点への疾走、放水、消火と、果敢に競技に挑む。われわれも手に汗握りながら、若いエネルギーを吸収する。

近年、若者について、無責任、わがまま、投げやりなど、芳しくない評判も少なくない。また消防についても、体育会系のしごきがまかり通っているといった声を耳にすることもある。

しかしながら、住民への奉仕に青春を燃焼させる姿は何よりも美しい。

安全と安心を与えてくれる消防団に、町民はもつと関心を持って支援していくべきだと思ふ。

児童手当支給対象が 引き上げられました

児童手当の支給対象が、これまで未就学児まででしたが、法律の改正により小学3年生までに引き上げられました。

これに伴い、小学2・3年生を養育している人は9月30日までに、役場子育て支援室で申請を行ってください。

▼申請に必要なもの
・現在児童手当を受給していない人

- ・印鑑
- ・厚生年金などに加入している人は、勤務先からの年金加入証明書（用紙は役場の健康保険証の写し）
- ・転入されて来た人は、所得証明書

※本年4月30日以前に転入した人は、15年度の所得証明書。この証明書は、15年1月1日現在に住民票があった市町村で発行します（須恵町であれば不要）。

※本年5月1日以降に転入した人は、16年度の所得証明書。この証明書は、16年1月1日現在に住民票があった市町村で発行します（須恵町であれば不要）。

▼問合せ先
役場子育て支援室
☎932-1151

日現在に住民票があった市町村で発行します（須恵町であれば不要）。

※本年5月1日以降に転入した人は、16年度の所得証明書。この証明書は、16年1月1日現在に住民票があった市町村で発行します（須恵町であれば不要）。

▼問合せ先
役場子育て支援室
☎932-1151

体育協会がジュニアスポーツを支援します

須恵町体育協会（安河内昌士会長）が、青少年スポーツ育成支援を目的とした、自動販売機「ジュニアスポーツ支援BOX」の設置を行いました。

この、ジュニアスポーツ支援BOXは、同協会がコカ・コーラウエストジャパンと提携して自動販売機を、町内4か所（カールチャーセンター・西体育館・若杉の森運動公園の野球場と多目的グラウンド）に設置しました。そして、この売り上げの一部を、ジュニアスポーツ団体の育成基金に活用します。

今後、設置台数を増やしていく予定です。この支援BOXを見かけたときには、どうぞご利用ください。



集会用テント・テーブルを 活用ください

町では、（財）自治総合センターのコミュニティ助成事業を受けて、テント（5張）とテーブル（40台）を購入しました。

今回購入したテントは、アルミ製のため軽量で従来のテントと違い、組み立てと収納が簡単に行うことができます。

この備品は、社会教育課を窓口として貸し出します。校区コミュニティや公民館活動に、大いにご活用ください。

▼問合せ先
役場社会教育課
☎934-0030



夏の交通安全県民運動

- 7月20日（火）～31日（土）
- 運動の重点
 - ・子どもと高齢者の交通事故を防止しよう
 - ・若者の無謀運転・交通事故を防止しよう
 - ・交差点の交通事故を防止しよう